

参照 (七月三十日附提出ノ要求)
右條ニ左ノ特殊四ノ通リ

第一條 現在支給スル本給ニ臨時手當及

米價補給金を付入レ之ヲ日給トスルコト

但シ其實施ハ大正十四年一月一日ヨリトス

臨時手當及米價補給金ハ適宜請負工

賃ノ増収ニヨリ按配スベキモノナルニテ之ヲ調査

ニ相當期間ヲ要スルヲ以テ日給改正以後

請負賃金改正迄請負作業額ニ對シ之ニ

相當スル請負額給ヲ支給ス作業ノ性質ニ

依リ從來支給シ来セル定額日給ニ増収

セル少増ノ割合ハ日給改正ト同時ニ從

来ノ少増金額ヲ減少セタル程度ニ其率

ヲ引下グルコト

第二條 震災ノ爲メ日給給ノ遅レノ者

ニ對シテハ大正十三年十二月一日ニ於テ

最近昇給ノ率ニ方ラサル率ヲ以テ昇給

給スルコト

第三條 永年勤續者ノ自己都合ニ依

ル退職ノ場合ノ退職金額ニ就テハ相當考

慮スルコト

第四條 公休日ニ對スル日給支給ニ關スル

件ノ内

一 震災犠死者追悼日(九月一日)ハ一般

ノ慣習ニ從ヒ其ノ法會ヲ行ヒ且ツ休日

トシテ職工ニ對シテハ日給ヲ支給ス

二 父母妻子死亡ノ場合ニハ相當考慮

第一條 現在支給スル本

給ニ米價補給金及

臨時手當金(九割)ヲ

加算シ之ヲ日給トシテ

支給スルコト

第二條 少増要求ノ日給額

ニ其ノ三割ヲ加算シ之ヲ日

給トシテ支給スル事

第三條 解職手當ノ自己都合ニ

依ルニ會ヒテ都合ニ依ル場合ニ

同一ニ支給スルコト但シ解雇ノ

場合ハ更ニ相當ノ解雇手當ヲ

支給スル事

第四條 公休日附共ノ件左ノ場合

日給ヲ支給スルコト

一 震災犠死者追悼日

(九月一日)

二 家族死亡ノ場合

(祖父母、父母、妻子)

三 臨時休業ノ場合